

京都市立浴場指定管理者募集要項に係る質問及び回答

No	京都市立浴場 指定管理者募集要項	質問	回答
1	募集要項 1 1 ページ 3 市立浴場の管理運営に係る業務 基準 (1) 管理業務基準 キ 修繕業務	養正浴場の老朽化したボイラーについて、京都市担当者様より崇仁第二浴場に設置する新設ボイラーを崇仁第二浴場の閉鎖後に養正浴場に移設するという説明の上で予算を組まれたにもかかわらず、その新設ボイラーは別の浴場に設置されることになりました。その為に養正浴場のボイラーに係る多額の修繕費を指定管理者が負担するのは公平性にかけてと考えておりますが、今後こうした対応は改善されるのでしょうか。	京都市立浴場指定管理者募集要項（以下、「募集要項」という。）11 ページ「キ 修繕業務」に記載のとおり、ボイラーの修繕に関わらず、「施設の休業を伴う大規模な修繕及び市立浴場の機能に著しい影響を与える改修等については、京都市と事前に協議するものとする。」としており、負担区分に応じて京都市または指定管理者において対象箇所の対応を行うこととしています。 また、施設の修繕については、各指定管理者とも相談しながら適切な対応を行っています。
2	募集要項 4 ページ 5 管理運営に係る基本的事項 (1) 指定管理者の収入等 イ 京都市が支出する委託料	錦林浴場の指定期間について、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日までとあり更に、改良住宅の浴室設置事業の進捗に応じて指定管理期間を変更される場合もあるとの事ですが、指定管理期間を延長される場合にはその期間分の管理料は追加されるのでしょうか。	募集要項 4 ページ、「イ 京都市が支出する委託料」に記載のとおり、「京都市が指定管理者に対して支払う委託料の金額及び支払い方法等については、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）の提案を基に、京都市と協議のうえ、別途締結する協定書において定めるものとする。」としています。 錦林浴場の指定期間については、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日までを想定していることから、仮に期間が延長されれば、指定管理者と協議のうえ、延長期間に応じて指定管理料を増額し、協定の一部変更に関する協定書を締結することとなります。 なお、指定期間が短縮される場合については、同様の考え方で指定管理料を減額し、協定の一部変更に関する協定書を締結することとなります。
3	募集要項 4 ページ 5 管理運営に係る基本的事項 指定管理者の収入等 イ 京都市が支出する委託料	錦林浴場の指定期間について、令和 8 年 9 月 3 0 日より早い時期に指定管理期間を短縮する場合もあり得るのでしょうか。またそのような場合には、管理料を削減されるのでしょうか。	質問番号 2 の回答を参照。

No	京都市立浴場 指定管理者募集要項	質問	回答
4	募集要項 1 1 ページ 3 市立浴場の管理運営に係る業務 基準 (1) 管理業務基準 キ 修繕業務	各浴場に於いて未だ使用している蛍光灯について、蛍光灯の生産が次々と終了し今募集の管理期間である令和 1 2 年 3 月までの 4 年間に LED への入替工事が必須の状況であると考えておりますが、その費用負担（1 浴場あたり数百万円を想定しています）はどのようになるのでしょうか。	一部 LED 化されていない照明について、次期指定管理期間中における LED 化の計画はございません。 ただし、各施設の照明設備のメンテナンス状況等を踏まえて LED 照明器具への入替え等について判断します。 なお、募集要項 1 1 ページ「キ 修繕業務」に記載のとおり、「施設の休業を伴う大規模な修繕及び市立浴場の機能に著しい影響を与える改修等については、京都市と事前に協議するものとする。」としています。
5	募集要項 1 1 ページ 3 市立浴場の管理運営に係る業務 基準 (1) 管理業務基準 キ 修繕業務	機器及び設備の故障などの対応について、早期の営業再開の為に工事費用を建替えた場合に協定書に記載された費用負担に基づき返金は確約されているのでしょうか。	募集要項 1 1 ページ「キ 修繕業務」に記載のとおり、負担区分に応じて京都市または指定管理者において対象箇所の対応を行うこととしています。 「施設の休業を伴う大規模な修繕及び市立浴場の機能に著しい影響を与える改修等については、京都市と事前に協議するものとする。」としています。